

長崎県環境アドバイザー派遣要綱

(目的)

第1条 県は、環境保全の意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な環境保全活動の促進に資することを目的として、市町、学校、住民団体等が主催する環境に関する講演会、研修会及び学習会等（以下「講演会等」という。）で、次の各号すべてに該当するものに、環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する。

- (1) 県内において開催されるもので、県民（県内に在勤もしくは在学するものを含む。）を対象に開催されるものであること。
- (2) 参加者が、概ね15名以上のものであること。
- (3) 政治、宗教、営利を目的とするものではないこと。
- (4) 同一主催者に対する派遣は、原則として年間2回以内であること。

(登録)

第2条 知事は、環境問題について、知識や経験を有する者、環境実践活動者等のうちから適当と認められる者を、別に定めるとおり登録する。

- 2 登録の有効期間は、登録された日から3年以内とする。ただし、再登録を妨げないものとする。
- 3 登録の分野は別表のとおりとする。

(職務)

第3条 アドバイザーは、地域における講演会等を通じ、県民に対し環境保全に関する知識の普及・啓発を図るものとする。

(派遣手続)

第4条 アドバイザーの派遣を希望する講演会等の主催者は、原則として開催日の2週間前までに、長崎県環境アドバイザー派遣申込書（様式第1号）により、市町長を経由して知事へ申し込むものとする。

- 2 知事は、派遣申込書を審査し、主催者にその採否の通知を、市町長を経由して通知するものとする。

(実績報告)

第5条 主催者は、講演会等の終了後、10日以内に、その実施結果について、長崎県環境アドバイザー派遣講演会等報告書（様式第2号）により、市町長を経由して知事に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 県は、アドバイザーに対して、予算の範囲内において謝金及び旅費を支給する。

(庶務)

第7条 アドバイザーの派遣に関する事務は、長崎県県民生活環境部県民生活環境課において行う。

附 則

- この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 1 2 年 6 月 5 日から施行する。
- この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 1 8 年 5 月 2 9 日から施行する。
- この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、平成 2 6 年 2 月 2 8 日から施行する。
- この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年 1 月 1 5 日から施行する。
- この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- この要綱は、令和 5 年 7 月 5 日から施行する。
- この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

(別表)

分野一覧

環境保全	地球環境問題・大気環境
	水環境
	土壌・地下水
	化学物質
	環境マネジメント
自然環境	動物
	植物
	天体
	自然環境（全般）
くらしと環境	ごみ・リサイクル
	省資源・エネルギー
	エコクッキング
	環境とまちづくり
	環境と保健
	環境と経済
	地域活動
環境教育	環境教育
	体験活動
環境政策	環境管理、環境計画